保育の必要性の認定手続きについてのご案内

1 認定の手続きについて

(1)「保育の必要性」の認定とは

「保育の必要性」の認定(以下、「認定」という)とは、市区町村が保護者からの申請を受けて、お子さんの年齢や「保育の必要性」などの客観的な基準に基づいて行うものです。認定をもとに、子育てのための施設利用について給付(無償化)を行います。認定を受けるためには、世帯の保護者全員が裏面の「3 認定の要件および証明書類について」に記載されているいずれかの要件に該当していることが必要です。 ※認定は、預かり保育の【登録利用】を保証するものではありません。

(2)提出書類

- (1) **認定申請書**(幼児保育課窓口、各幼稚園で配布、または区 HP でダウンロードできます)
- ② 個人番号確認書類申請者(世帯の保護者全員)の個人番号(マイナンバー)の確認できる書類のコピー

(例) ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・住民票の写し

③ 身元確認書類

【写真付なら1点】 (例)・運転免許証・パスポート・障害者手帳

【写真なしなら2点】 (例) ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書

④ 「保育の必要性」の証明書類(要件に合わせて必要書類をご提出ください。)

	定】要件	証明書類(世帯の保護者全員分が必要です)
就労(予定含む) 〈給与所得者〉	月48時間以上の就労をしている	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書
就労(予定含む) 〈自営業者〉		①*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動	求職活動を継続的に行っている	*求職活動状況申告書
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷 し、又は精神もしくは身体に障 害を有している	*診断書
障害		障害者手帳のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後(出産日から起算して57日目が経過する月の末日まで)である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・ケアプラン等のコピー
育児休業取得時の その他 継続利用	児童のきょうだい(弟・妹)の育児 休業を取得しながら、児童が引き続きその施設を利用している(「育児・介護休業法」に基づく育児休業 を取得している方が対象です」	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 【証明書内「⑬育児休業期間」への記入が必要となります】
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など	必要書類は入園相談係に問い合わせのうえ、決定

※きょうだいで認定の申請をする場合、各提出書類は世帯で 1 部の提出でかまいません。 ※「②個人番号確認書類」で「マイナンバーカード」を同封する場合、「②身元確認書類」は不要 となります。